

第54回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成27年10月28日（水）13：40～14：40

場所：ユートリー8階 中ホール

（司会）

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます環境保全課の蝦名でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に送付させていただいた次第、出席者名簿、席図、資料1から資料4までとなっております。不足などございませんでしょうか。

それでは、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から「第54回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、都合により野呂委員が欠席となっておりますことを御報告いたします。

それでは開会に当たりまして、環境生活部長の林から御挨拶を申し上げます。

（林部長）

環境生活部の林でございます。

委員の皆様には、今日は午前中から現場の視察をしていただき、大変ありがとうございます。そしてまたお疲れさまでございました。

現場の状況、そして今日は本県の現場だけではなくて岩手県の現場の様子も御覧いただいたと承知しております。

おかげさまで、先日、日曜日に、予定しておりました35,000本の植樹を終了することができました。

その様子など、様々な部分を御確認いただけたものと思います。

現場視察に続いての会議となるわけでございますけれども、今年度予定しております工事の実施内容、地下水の浄化設備の稼働の状況、環境モニタリング調査結果、そしてまた環境再生計画に基づく県の取組等について、皆様の御意見を伺い、今後の参考にさせていただきますと考えているところでございますので、よろしく御願い申し上げます。

（司会）

議事に入ります前に、新しい委員を御紹介いたします。

この度、榎本委員の後任として八戸圏域水道企業団副企業長の古川勲氏が委員に御就任されました。古川委員からご挨拶をお願いします。

(古川委員)

八戸圏域水道企業団副企業長、古川でございます。

本会議から参加をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

1市6町で広域水道をやっておりまして、河川の水源が8割を占めるという水道事業でございます。何にもまして環境が第一ということで、午前中は現場の方を見させていただきましたけれども、青森県さん、岩手県さん、一生懸命保全に努められているということで、私どもも水源を今後使っていく上で、非常に環境が大事だという認識を改めて感じただいでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、末永会長より議事進行をお願いいたします。

(末永会長)

会長を仰せつかっている末永です。

先ほど、林部長の方からもご挨拶がありました。今日は朝から、私は特に青森県民として青い森鉄道を何としても少しでも赤字を解消しなければいかんと強い思いを持っておりますので、今日7時10分に乘ろうとして6時半くらいに青森駅に行ったら喫茶店が7時くらいからということでびっくりしましたが、ふと見たら6時50分がありましたので、それに乗ってきました。1時間35分くらい掛かるんですね、青い森鉄道。しかし、途中の東青森から乗り込んだ県の職員の方といろいろ愉快的なことをしゃべりながら、かつまた田子町、さつき山本町長に申したのですが、昨日から田子町、青年地域起こし協力隊の方が喫茶を開いたということなどいろいろ情報を得まして、大変楽しく、また、いろいろおやりになっているんだなということで八戸駅に降りたしだいです。

今日、現場の方に行かせていただきまして、先ほどの林部長のお話にもありましたが、本当に植樹は全部終わったということで、本当に原状回復、そして自然再生、そちらの方は着実に進んでいるということでありました。

ちょうど初冬に入った段階で行きましたので、何か植樹された木が大変かわいそうになった。課長のお話にありましたが、やっぱり根が張るのに2～3年、それから一気に伸びますよということで、本当にそういうときにまた改めて行ってみたいものだという意を強くしたしだいでありました。

今日、いくつかの案件がありますが、一応2時間程度で協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは案件の(1)に入ります。「副会長の選任」ということでございます。この協議会設置要領の第4第3項によりまして、副会長は会長が選任することとなっておりますの

で、私の方から恐縮でございますが選任させていただきます。

鈴木委員にぜひ副会長をお願いしたいと思います。御承知のとおり鈴木委員は水質の専門家でおられまして、本協議会の委員に就任される前の平成17年から現場の原状回復対策等に関わり、現場の原状回復の経緯を大変熟知されているということです。また、そういうことにおいて、この原状回復事業の最重要課題である水質浄化対策にもお詳しいということでございますので、ぜひ適任だと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

鈴木委員、よろしく願いいたします。

(鈴木委員)

よろしく願いします。

(末永会長)

では鈴木委員、一言どうぞ。

(鈴木委員)

鈴木です。まだ若僧ですけれども、本当に身の引き締まる思いです。これから、まずは水質浄化というのをクリアしないと次の跡地利用にいきませんので、まずこの水質浄化のために全力を尽くしたいと思います。よろしく願いいたします。

(末永会長)

鈴木委員、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは案件(2)に入ります。「平成27年度の場合内整備工事の実施内容」について、事務局から御説明をいただきます。よろしく願いします。

(事務局)

西川です。よろしく願いします。

それでは資料1を御覧ください。平成27年度の場合内整備工事の実施内容につきまして御説明いたします。

上段の表を御覧ください。この工事内容の主なものにつきましては、午前中の現場視察で見ていただいたところです。まず揚水井戸設置工につきましては、7月末から、完成したものから順次稼働させておりまして、9月からは全ての揚水井戸が稼働しているという状況にあります。以下、揚水排水工、中央沢設置工、雨水貯留池設置工、貯留水配水管工、これらにつきましても6月から8月の間に完了しているということです。

下の表についてですが、前回の協議会の資料から変わったところということでは、来年度、平成28年度に追加対策工を盛り込んでおります。今後、各揚水井戸の揚水量等を見ながら、必要に応じて浸透枘等を設置するなどの追加対策工を考えております。

平成29年度、33年度、34年度の工事内容につきましては、前回の協議会と同様になっております。

次のページを御覧ください。前ページの工事内容を実施したものになります。赤字の部分が今年度実施した工事ということになります。

右上に雨水貯留池3カ所、それから中央沢の池、それから流末部の貯留槽の写真を掲載しております。現場視察で御覧いただいたとおりのものです。

雨水貯留池につきましては、ここで溜めた雨水をここから場内の各所に配水をして、道路下に設置しております33カ所の浸透枡等から地下に浸透していきます。このとき、地下に浸透しきれなかった水は現場の一番流末部にあります貯留槽に流れ落ちまして、ここから中央沢の池に、そこから3,000^mの雨水貯留池にポンプアップされるということ、水を無駄なく場内で循環させていくという仕組みにしております。

以上になります。

(末永会長)

ありがとうございました。ただ今、西川主幹から、平成27年度の場内整備工事の実施ということで、それから参考までに来年以降の予定も一緒に御報告いただきました。

これに関しまして、委員の皆さん方から御質問や御意見をいただきたいと思っております。

何かございますでしょうか。

27年度の方は、先ほど西川主幹からありましたように、我々、現場の方に行った人間はつぶさに見て来たところでありまして。さらに、28年度は追加対策が必要ならやるということですね。あと29年度以降も書かれておりますが。

よろしゅうございますか。

それでは資料1、案件(2)はこれで終りにいたします。

それでは引き続き、案件(3)でございます。「地下水浄化設備の稼働状況」について、ということで、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは資料2を御覧ください。地下水浄化設備の稼働状況について御説明します。

まず現場地下水浄化計画に基づいて施工してきた新設揚水井戸、浸透枡、雨水貯留池の設置工事が本年8月までに完了しております。

9月からは既設揚水井戸も含めた本格的な汚染地下水の揚水を開始するとともに、各揚水井戸からの揚水量、浸透枡の貯留状況及び現在問題となっております1,4-ジオキサン濃度を確認し、必要に応じて雨水貯留池から浸透枡へ雨水を送水して地下水の涵養を図っているところであり、汚染地下水の浄化促進に取り組んでいるところであります。

現在の稼働状況については、まず全ての揚水井戸が稼働した9月以降の汚染地下水の集水量は、現場地下水浄化計画で当初見込んでいた150^m／日を上回る約180^m／日と

なっていることから、汚染地下水の洗い出しは図られているものと考えておりますが、現在、井戸によっては揚水量にばらつきがありますので、今後は揚水ポンプの可動範囲の調整を行い、効率的な汚染地下水の浄化ができるように取り組んで参ります。

浸透枡の雨水の貯留状況ですが、浸透枡 33 箇所のうち 10 箇所では雨水の貯留状況を把握できるようにしております。これらを把握し、渇水時期等で降雨が少なく浸透枡の貯留水が無いときが長く続く場合は、雨水貯留池から送水したり、また揚水量が少ない揚水井戸の付近にある浸透枡では優先的に送水するなどして、地下水の涵養を図っているところであります。

2 ページ目を御覧ください。簡単ではありますが稼働状況を記載しております。このグラフは今日の午前中の現場視察でも御覧いただいたかと思いますが、管理用道路の下に涵養するための水を溜めておく浸透枡を 33 箇所設置しておりますけれども、このうちの 10 箇所については中の貯留状況を測定することによって把握できるようになっております。

青い線は浸透枡内に溜まっている水の水位標高、オレンジ色がそのときの現場での降雨量を表しております。全体的に見てお分かりかと思いますが、雪解けの時期や降雨等があった場合には、これらの水位標高が上がっていることから、これらの浸透枡へは水が供給され溜まっているということが分かるかと思っております。その後、それらが下がっているということは、これらの水が地下浸透して地下水の涵養が図られているということが考えられますので、今のところは管理用道路に設置した雨水浸透枡は地下水の涵養にしっかりと機能していると考えられます。

今後は、渇水期に水が貯留されなくなったとき等には、雨水貯留池から配水管を通して送水し、こちらの方は、資料 1 で御説明をしたように現場のいろいろな所へ送水できるようにしておりますので、そうした状況を把握しながら地下水の涵養を効率的に図っていきます。

資料 2 の説明は以上となります。

(末永会長)

ありがとうございました。

ただ今、案件(3)ですが、資料 2 に基づきまして事務局の方から御説明をいただきました。これに関しましても、先ほど現場に行かれた方、何となく状況を思い浮かべながらお聞きいただけたかと思っております。

何か御質問等、ございますでしょうか。

実際、上の方から流れてくるのも拝見いたしました。いろんなことを、とにかく大変な金を掛けてやっているなど。一度、とんでもないことをやったら大変なことになるなど本当によく分かりました。しかし、そうしなければいかんということで、本当に許されざることをやってくれたなどと思っておりますけれども。

宇藤委員は何度も行かれていますと。何かありますか。

(宇藤委員)

今日、見て思ったんですが、雨水の貯留池にいっぱい水が溜まればいいなと思って帰ってきました。

(末永会長)

全く無かったですからね。

(宇藤委員)

全然無かったので。中央池の方からポンプで揚げるということでしたけれど、そこら辺が一番気になっております。

(末永会長)

多分、ちょっとくらいの雨が降っても浸透していくと思いますから。ある程度の雨が降っていけば良さそうな気がしますね。

中央沢の池には、さっき西谷対策監が言われたように、確かにトンボも飛んでいましたし、あるいは将来的には魚が棲むかもしれないので、釣り堀になるかなと思って期待していますけれども。ちょっと釣り堀にしては小さいけれど、本当になかなかすごいなと思いましたけれども。

よろしいですか。

それでは案件の(3)に関しまして、ありがとうございました。

それでは案件(4)でございます。平成27年環境モニタリング調査結果、これは中間報告ということになります。これに関しまして資料3に基づきまして再び事務局の方から御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは資料3-1を御覧ください。平成27年1月から8月までに実施しました調査結果、中間報告ですけれども、こちらについて御報告します。

まず水質モニタリングですけれども、不法投棄現場内及び不法投棄現場周辺で実施をしております。

これまでと同様に、不法投棄現場周辺では環境基準を超える値は検出されておられませんけれども、現場内の地下水では1,4-ジオキサン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が「環境基準」を超える値で検出されております。

1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素についてはこれまでも検出されているものですが、今回新たに現場の最下流部にある地点、ア-38、39地点ですけれども、こちらの

地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が「環境基準」を超える結果となりました。

下の方にまとめておりますけれども、環境基準値が10mg/L以下というところで、それぞれ12及び15ということで、若干超過する結果となっております。この原因についてですけれども、まず資料3-2の20ページを御覧ください。現場の最下流部にあるア-38及び39の地点のこれまでの硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の経年変化グラフを記載しております。

廃棄物の撤去完了前には低い値でありましたけれども、今回、環境基準を超える値となっております。この間の現場内での動きについてもこのグラフ内に記載しておりますけれども、廃棄物等の撤去後、跡地整備で客土をしたり植樹等を実施しております。そこで原因と考えられる現場の土壌中の全窒素量について調査をしました。

資料3-1の参考資料ということで1枚ございます。こちらを御覧ください。

以前お配りしている資料ではなくて、今日、お席に乗せてあった資料になります。資料3-1 参考資料と書かれたものになります。

跡地整備で搬入した土壌や、植樹祭を実施した前日に土壌を搬入したエリア、あとは植樹に用いた苗木の土壌、こちらからの土壌を取りまして全窒素量を量っております。また土壌の搬入や植樹を実施していない場所の土壌についても、比較対象のために取って実施したのになります。

結果については記載のとおりとなっております。

土壌の搬入や植樹を実施していない地山の土壌に比べると、土壌の搬入をした場所や、特に植樹で使用した苗木の土壌では多くの窒素が含有されているという結果でありました。

これらのことから、まず廃棄物撤去時には硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は環境基準値以下であったことから、廃棄物由来とは考えにくいこと。あとは廃棄物撤去後に外部から搬入した土壌や植樹に用いた苗木の土壌中には、地山の土壌を上回る窒素が含有されているという結果になっておりますので、以上のことから、今回、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過した原因としては、現場内に搬入した土壌や苗木の土壌からの窒素溶出が原因として考えられます。

それでは資料3-1に戻っていただいて、2ページ目を御覧ください。

浸出水処理施設で実施している水質モニタリングの結果について、こちらも同じく今年の1月から8月に実施した結果について報告をします。こちらは浸出水、原水、放流水で実施しておりますけれども、放流水については計画処理水質を十分に下回っておりますし、今日も午前中の現場施設で処理設備の高度処理部分、バイパスしておりますけれども、バイパス運転を実施していてもそれらのバイパス運転を停止する水質よりも十分低い値で推移しているということから、現状ではこれまでと同様に現場からの浸出水はしっかりと処理された上で放流ができていているという状況になっております。

水質モニタリングの中間報告結果については以上となります。

(末永会長)

ありがとうございました。

ただ今、案件の(4)でございますが、資料の3に基づきまして御報告を頂きました。資料3-1にありますように、アー38、アー39、ここにおいてはいささか高い測定値が出たわけですが、今、資料3-2でその経年のグラフに見られるとおり、あるいはさらに土壌を4箇所いろいろ調べた結果、どうしても結論的には今回の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過した、その原因は搬入した土壌や苗木の土壌から窒素が溶出したと考えられるというのが結論と得られたわけです。

そういうことで、今、御説明をいただきましたが、何か委員の皆様から。

鈴木先生、この辺では何か。これでよろしいですか。

(鈴木委員)

特にありません。

(末永会長)

いいですか。この県の調査にぬかりないですね、十分ですね。

(鈴木委員)

今日、配られました資料3-1、参考資料にも、裏付けとして、ポットの苗木の土壌、それから土壌1、土壌2と地山という対象がありますので、それから見てもこの硝酸性窒素、この濃度上昇というのは苗木の土壌から来たものだろうと推定されます。

さらに裏付けがあるといいのは、肥料がどういったものを業者さんが使っていたかとか、そういったインフォメーションをさらに付け加えるといいかなと思います。

以上です。

(末永会長)

はい、分かりました。それは北畠技師、どんな肥料か分かりますか。分かる範囲で。

(事務局)

そこは調べてみます。

(末永会長)

そうですね、次回でもまた。さらに安心した資料ということで。

どうぞ、佐々木委員。

(佐々木委員)

近年、今、出てきた硝酸性窒素に関しては、例えば閉鎖系の水域で富栄養化を起こしたり、上北の場合、小川原湖、そういったところでも本来出ている数値です。

逆に言うと、ポット苗を植樹で使った場合、こういう数値が出て、結果的に一瞬でも数値を超えてしまう可能性があるということになると、そのポット苗がたまたまそうなのかはちょっと分からないんですけれども、今後、そういうところに気をつけて植樹等をしていかなくてもいけないのかなと。うちの方の団体でも植樹とかをやったりするので、少しでも環境の数値をオーバーするとちょっと自分達はきつくなってくるので、そこは考えていかなくてもいけないのかなと思います。

あと、今後のデータが、要は硝酸系の窒素はまだまだ増えていくという話が出る時ついなと思います。要は、肥料の成分によるんですけれども、遅効性なのか速効性なのかでまた違うし。

ポット苗がそうだとすれば、今後はそういうのが入ってない状況にして、施肥をやるとか、緑肥の方がいいとかということにも配慮をされてやっていく必要があるのかなと思いました。

(末永会長)

大変貴重な意見でした。

何か、それに関しまして、コメントがあれば。どうでしょうか。

どうぞ、対策監。

(事務局)

今、御指摘のありました硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、これからもモニタリングを継続しますし、当面、追加で施肥をしない限りは今後、低下していくだろうと思っております。

ただ、人体への影響や周囲の環境への影響ということを考えますと、現場で超えたけれども水処理施設でしっかりと浄化をして放流しておりますので、周辺への影響はないということでご安心いただけるかと思っております。

(末永会長)

ありがとうございました。

いいですか、佐々木委員、そういうことで。

(佐々木委員)

今、遮水壁があるので全然問題ないんですけれども、例えば当方で植樹をやる際に、今後そういうポット苗の肥料とかというのも一応考えてやっていかなければいけないのかなと

思ったんですが。それは、そこまで気にしなくてもよろしいんですか。

(事務局)

そもそも毒性の強い物質ではないということもありますし、飲用に供しない限りはそんなに心配をすることはないと。通常、河川とかでも高い数値が出ていますから、飲料井戸に出てくるとその井戸は飲まない方がいいと我々も指導をするんですけども、そうでない限り、通常、畑、農家さんで肥料を使いますと周辺の井戸では頻繁に出ますから、それほど神経質になる必要はないと思います。

(佐々木委員)

分かりました。

(末永会長)

そういうことで、特にここは特段問題はないということ。

ただ佐々木委員、大変おこがましいですが、せっかく1週間植林などをして、まあここではありませんけれども、小川原湖周辺で富栄養化しているとよく言われますが、せっかくやってもこれが流れ込んで何らかが周りへということもありますので、これは今の直接の課題ではありませんが、それでも一旦、八戸市森林組合から確かこの苗木なども使用されたんですね、そうじゃなかったですか、どこでしたか。

(事務局)

町から寄附されたものです。いわゆる植樹の際に。

(末永会長)

それは町長も一緒のことを考えていらっしゃると思うので。もちろん、直接影響はないし、これからいろいろ考えていくことはあると思いますので、それはこれからの教訓にしておくということによろしいかなと思います。

ありがとうございました。それでは、その他、何か。

どうぞ、宇藤委員。

(宇藤委員)

県境部分の1,4-ジオキサンの数値がなかなか減らなくて徐々に上がってきていることについて、もう少し詳しく説明をお願いしますでしょうか。

(事務局)

いま、御質問がありましたけれども、現状では確かに上昇して高止まりということがあ

ります。我々としても、その状況でそのままにしておくわけにはいかないという認識でおります。ただ現状、少し分からないこと等もあつたりしますので、特にこのところは今は遮水壁で岩手県側の方が閉じられてしまっているということもあつて、なかなか水の動きがなくて、そのまま止ってしまっている状況なのではないかというところは考えているところであります。

今後、少し状況等を見て、取り得る対応というのを少し検討しまして、今後、この部分の浄化も実施をして参ります。

(宇藤委員)

実は植樹を終わってすごく安心したんですけど、そのとき説明をいただいたときに1,4-ジオキサンが環境基準よりも高いとお聞きしたものですから、どうにかできないものかなという気持ちでいたんですけど。

どうしてこういうふうにならなくなったのに数値が増えるというのは、どう考えても納得できない部分でしたので。

(末永会長)

課長。

(事務局)

地下水浄化のいろいろな設備、8月までの間に当初予定したものがようやく完成いたしましたので、本格的に浄化作業を進めていますのは9月からという状況になります。

来年の中間評価に向けて、その結果を見極めながら、特に委員がおっしゃるとおり県境部はどうしても水の流れとか洗い出しが遅れているのではないかという状況が確認できれば、また県境部に追加の措置だとか、そういったもので十分に適切なもので対応していきたいと考えております。

(末永会長)

どうぞ。

(宇藤委員)

すいません、さっき岩手県側の方でも山を片付けてからとか、そういう話も聞いたものですから、それに29年度までにあそこは鋼矢板とかああいうのも取ったりなどしたらどういうものかなと思って。何か不安な部分がまだ残ってしまいました。

(事務局)

岩手県の方は、今の計画の中では29年度終了という計画になっているということです

が、鋼矢板につきましては、あそこを抜きますとこちらに入って来ますから、当然、岩手県側の地下水の浄化が終わるまでは、これは開けさせないということで、これについては適切に対応して参ります。

(末永会長)

よろしいですか。

では、その他、特によろしいですか。

それでは今、何人かの委員からありましたように、基本的には何ら問題はないわけですが、今後のことを考えれば、例えば宇藤委員が心配されるようになかなか下がらないということに対しては別の対策等も必要になるかもしれませんので、十分に県の方で考えただけであればと思います。よろしく願いいたします。

それでは案件の(4)は以上でよろしいでしょうか。

それでは案件の(5)に移らせていただきます。案件(5)の「環境再生計画」に基づく県の取組内容等について、ということで御報告をいただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは資料の4-1「環境再生計画」に基づく県の取組内容等について御説明いたします。

「1. 自然再生」でございます。「森林整備計画」に基づく植樹の実施内容でございますけれども、本日、午前中の現場視察で御覧いただいたように、10月25日に植樹を予定どおり完了しております。

次のページの資料4-2を御覧ください。この資料は本日の現場視察の際にも皆様に御覧いただいた資料ですけれども、上の表のとおり、企業の森づくり(参加型)の欄では、青森銀行さん、みちのく銀行さん、DCMホームマック株式会社さん、それから企業の森づくり(支援型)ということで、現場の原状回復事業に従事された24社が設立した実行委員会の皆さんによりまして、約54,000㎡のエリアについて、民間事業者の皆さんの御協力を受けて、10月25日に植樹を完了したという状況になっております。

資料4-1に戻っていただきまして、「1. 自然再生」のところですが、この森林整備につきましては、県及び企業の森づくりに参加している各事業者が平成30年度まで下草刈りなどによる植栽地の管理を行いまして、その後は森林整備の実施主体である八戸市森林組合が苗木の生育を管理していくということになっております。

「2. 地域振興」でございます。岩手県におきましては、5月18日に開催された「第2回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」の内容を6月13日に開催された第64回原状回復対策協議会に報告をしております。

その結果、跡地の利用については、ワーキングの中で出されている意見について市民の

方々にもよく知ってもらい、情報を共有するためフォーラムのようなイベントを開催し、市民の意見を伺う必要があるという意見や、現地の開放的な空間を生かした環境の再生という観点から、多くの人々が集まるために季節に応じた花畑にするという意見のほか、地元の産業との関係を重視し、例えば漆を植栽する、ワラビを繁殖させる、また風力発電を行い、ハウスを建ててイチゴやシイタケなどの栽培を行うとの意見が出されておりました。

この岩手県資料につきましては、本年7月29日付けで委員の皆様にお送りしたところでございまして、青森県といたしましては引き続き岩手県の検討状況を注視し、本県の地域振興の検討に関する内容について、適宜皆様にお知らせしていくこととしております。

なお、岩手県における今後の取組予定としては、前期のイベント、それからワーキングを行い、取組を具体化するという方針であるということでございまして。

なお、平成28年度につきましても、このワーキングを継続していくということでございまして。

資料4-3として皆様にお送りしております岩手県の第64回原状回復対策協議会の資料を添付してございます。こちらの説明については省略いたします。

続いて「3. 情報発信」でございます。情報発信につきましては、前回の協議会において宇藤委員から植栽地の成長の様子を確認できるような取組ができないかというお話がございましたけれども、その後、植栽地の定点撮影を開始しており、その内容を県のホームページで公開しております。この定点撮影は毎月1回実施して、その度に速やかに公開することとしております。検索キーワードは御覧のとおりでございまして、県のホームページから皆様に御覧いただければと思います。

資料4-4を御覧いただきます。定点撮影のポイントは、この資料にございましており12地点でございます。主に各植樹エリア内の植樹をされた企業の皆さんであるとか県の記念標柱が立てられた場所を基準にしているということ、それと全景が確認できるようなポイントということで、周囲の道路から現場内を広く撮るという形で周囲ポイントを選定しておりまして、これらについて10月から写真撮影を開始して、県のホームページに掲載しております。

次の資料4-5、これが県のホームページに掲載されている形を資料化したものでございます。こういった形で現在、県のホームページに掲載されています。資料4-5の1ページ目ですと、下のところに表で囲んである定点1から12、この部分をクリックすると次の2ページのように、特定の地点の過去の履歴も含めた写真画像を確認でき、これによって植栽した苗木の成長の過程を確認できるという形でホームページに掲載しておりますので、ぜひ御覧いただければと思っております。

資料の説明については以上でございます。

(末永会長)

ありがとうございました。

ただ今、案件の（５）でございますが、資料４に基づきまして原総括主幹の方から御説明をいただきました。１番、２番、３番と３項目あるわけですが、特に情報発信に関しましては、宇藤委員の御意見にもありましたが、そういうものを勘案しながら撮影も始まったと、もうホームページにアップしているということでございました。

これに関しまして、委員の皆さん方、何か御質問があればと思います。

２番目の地域振興、岩手県の方ではいろいろと植栽云々とか、そういうことをやって、あそこは浄法寺ですから、浄法寺と言えば全国的にも漆で有名でありますから、浄法寺塗りとか。そんなこともあってだと思えますけれども。

この辺、山本町長、何か。田子の方ではどうのお考えか。

（山本委員）

あくまでも、ということでありませうけれども。

岩手県の環境再生の方につきましても様々な要望は出しているところであります。我が町としましては、漆かきの用具を作る職人がまだ日本で唯一残っているということで、この育成も兼ねて岩手県北、青森県南での漆の文化を守っていくということ、それから全国に発信していくということ、こういうことも含めましてとてもいい案ではないかということには言っているのですが、我が県の方でも話題にはなっているようでありませうけれども、やっぱり県としての土地に対する方向付け、位置付けというのが非常に厳しいものがあるということで、お話しはご尤もだなというところで止まっているのが実情だと思います。

また、二戸市におかれましても、じゃあそれを買取ってくれという言い方をされますと、二戸市自体としても重たいので、これはもう固辞しているという状況でありませうから。

ただし、考え方としましては非常に地域の合意形成が得られやすいものであると認識しておりまして、ぜひこの線でもっていけないのかなというのは思っているところでございます。

（末永会長）

大変ありがとうございました。

昨日も、内閣府地方創生推進室の参事官である須藤氏を招いて、青森で地方創生特別フォーラムを開催したんですが、その方が来年度から始まる地方創生に関する予算の立役者で、私は、パネルディスカッションのときに青森にはどんどん出せと言ったんです。

それこそ、その人の言葉を借りるわけではないですが、とにかく地方が潰れたら、地方税がなければ地方が潰れるのは当たり前だという認識は持っていますので、様々なアイディアを出せば多分地方創生に引っ掛かってくることになると思いますので、その辺、田子町独自でもいいし、あるいは浄法寺とか二戸とタッグを組んでやっていくということも一つの手だと思えますが、その辺でまた町長にいろいろお考えをいただいて、それを岩手県、

あるいは青森県がバックアップ、そういうことも必要だと思います。

ぜひ、これからも頑張っていたきたいと思います。

県の方も、そういうことで町長さんが考えているのなら、何らかの支援、サポートをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

今、地域振興の課題でやると町長からお話がありましたが、その他、澤口委員も田子でられますので、何か、特にお考えいただいていることはありますか。

(澤口委員)

特にというか、漆のことは以前から二戸の議員の人達とも話はしていたんですけども。町長がさっきおっしゃいましたように、漆文化の形成、それを今一度、過去にはかつて確かに県北の方は漆で栄えた時期もあったのですが、今はある特定の特殊なところにしか使われないというのがあるんですけども、ぜひ二戸の方々とも組んで、少し底上げ、まず一番地場のところからやっていきたいなどは常々思っております。

(末永会長)

ありがとうございました。

ぜひ、自分のところからどんどん発信をして、ひとつ地域おこし、その中で文化、人づくり、そういったことに動いていけば、あるいは大きなものになっていくと思います。宇藤委員もぜひよろしくお願ひします。

宇藤委員も何かこれに関してありましたら。百人委員会などでもいろいろと議論があるところではないですか。

(宇藤委員)

これに関してではなく、この間、見学会に行ったときに、県の方でいろいろ考えてくださったのは有難いと思っているんですけど、自分達が自由に入れる時期はいつなのかなという話が出ました。それでこの間、説明を受けたときも伺ったんですが、どういう条件が整えば自由に入れるようになるのか。そういうことを教えていただければ。

(末永会長)

課長、どうぞ。

(事務局)

現状は工事という部分で、工事車両の出入りが今年度ございます。また来年度も追加工事とかをしますと工事車両が入ってくるという状況と、御覧いただいたように水質の浄化を進めるまでは雨水貯留池だとか非常に水が入った池が場内に点在している中で、特に

子様達とかが遊ぶような形で自由に出入りされる状況というのは非常に私ども心配な部分もございます。

そういったことで、まず今、私どもが全力を挙げてあたらなければいけないのは地下水を浄化させるということだと認識しております。

そういうことですので、一定の雨水貯留池などが役割を終えるまではそういったお子様が走り回ったりという状況はなかなか厳しいのかなというふうには考えております。

それを先程、お話がありましたとおり、現場見学会に、また同様のそういった形で現場に足を運んでいただいて、現場を見ていただくという場面については引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

(末永会長)

よろしいでしょうか。見学会などはぜひまた県の方にもちゃんとやっていただくということで。いわゆる散策などにする場として入れることは、まだしばらくは、ということですね。よろしいですか。

自然再生、地域振興、情報発信、3つに関しまして先ほど説明をいただきました。この辺で、今、特に山本委員、それから澤口委員から地域振興の問題、それから情報発信は宇藤委員から前回あったことを十分踏まえてやりましたということで御説明がありましたが、委員の皆さん方、他のことで何かありましたら。

本当に着実に、それこそ部長のお話にもありましたが、私も若干、今回行ったのは初冬なので、何か木々が淋しそうだなという感じがしましたがけれども、それが青々となっていれば大変すばらしいなということを思いながら帰ってまいりましたけれども。

何かありませんでしょうか。

藤原委員の代理で来られた佐々木部長でしたか、せっかく来られたので、ぜひ一言。

(佐々木代理委員)

私、4月の異動で市民生活、今回の現場は2度目でございます。青森県側を見させていただきましたのは初めてでございます。地下水の浄化施設というものがこのように立派な中で行われているということで、すばらしいなという感想を持ちました。

先程の漆という言葉についてですが、実は6月13日に開催されました岩手県の第64回の協議会で、漆ではないんですけども、直接漆という言葉を使わずに、あそこの地形、低い丘陵地というものの空間的な特性を生かしたような自然の回復とか環境再生が図られればいいんだろうなという御意見が出されたのを記憶しております。

それが漆というものにどのように結びつくのかというのは、私ははっきり分かりませんが、議事録を読ませていただきますと、そういうふうな様々な意見が出されているということで、何も一つのものに特化したものではなくて、先ほど言いましたが空間的な特性というものを意識した中での考え方がよろしいのではないのかなと。

これは市長ではございませんで、私個人の考えということで留めておいていただきたいなと思っております。

(末永会長)

ありがとうございました。ぜひ二戸市、頑張ってくださいなと思いますので。連携を取りながらいい方向を考えていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

その他、ぜひということがあれば。案件は以上で終わるのですが、全体として言い忘れたというようなことがあれば御発言をいただければと思いますが。

大西委員、何か、よろしいですか。

眞家委員、何かありましたら。

(眞家委員)

先ほどの窒素ですけれども、排水基準値ではなくて環境基準を超えているぐらいということ、あれがそのまま川に出てきても、あれが川の濃度になるわけではなくて、全部希釈されて入るので問題はないかと思うのと、あと樹木が育って下草が生えてくれば、そこで吸収されるので。基本的に森林というのは窒素をきれいにする役割を持っているので、そこは問題ないんじゃないかと思います。

硝酸は土壤に吸着しにくいからちょっと出てしまうのですけれど、問題ないだろうと思います。

(末永会長)

ありがとうございました。先ほどの県のコメントに対して補強するような形において、今、眞家委員の方からありましたので、大変ありがとうございました。

全体を通して何か。古川委員は今回初めてですが、何か。

(古川委員)

前から注目していた1,4-ジオキサンについては、水道の立場でも非常に大事なポイントだと考えていますので、青森県さんにおかれましては引き続き、厳重なチェックをして、どういう数値で推移しているのかというところを十分注意していただきたいというお願い、1点でございます。

よろしく申し上げます。

(末永会長)

それは県の方でずっとモニタリングをしておりますので問題ないと思いますが、よろしくということですので、ぜひ今後ともよろしく扱っていただきたいと思います。

2時間の予定でしたが、多分、私がこの案件を見たら、今日はそんなに2時間かからないなと思っておりましたが、そのとおり、1時間弱でほぼ終わったのですが、何か、ぜひ言っておこうということがありましたら。

無ければ、これで終りにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは委員の皆さん方、今朝、現場に行かれた方、特に御苦勞様でした。私を含めてということになるかもしれませんが。また、今日の案件が5つほどありましたが、本当に皆さん方のお陰をもちましてスムーズにいきまして、大変ありがとうございました。

それではこれで今日の協議会は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第54回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。